

議案第48号

桑名市出張所設置条例の一部改正について

桑名市出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市出張所設置条例の一部を改正する条例

桑名市出張所設置条例（平成16年桑名市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表桑名市大山田地区市民センターの項中「桑名市大山田一丁目9番地」を「桑名市大山田一丁目7番地4」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月4日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

消防庁舎等再編整備事業に伴い、桑名市大山田地区市民センターの位置を変更するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前			改 正 後		
(別表) 別表 (第2条関係)					
名称	位置	所管区域			
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			
桑名市大山田地区市民センター	桑名市大山田一丁目9番地	市内全域		桑名市大山田一丁目7番地4	

議案第49号

桑名市印鑑条例の一部改正について

桑名市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市印鑑条例の一部を改正する条例

桑名市印鑑条例（平成16年桑名市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「又は身分証明書」を「、身分証明書等」に改める。

第13条第2項中「個人番号カード（）」の次に「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。」を加え、「（以下「利用者証明用暗証番号」という。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第1項に規定する暗証番号」を削る。

第14条中「印鑑登録者で、個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カードを使用し」を「前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用し」に、「利用者証明用暗証番号を自ら入力する」を「必要な操作を自ら行う」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(第14条)

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 印鑑登録者で、個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カードを使用し

_____、多機能端末機（本市の電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機を電子回線で接続した電子情報処理組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に利用者証明用暗証番号を自ら入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用し

必要な操作を自ら行う

議案第50号

桑名市市税条例の一部改正について

桑名市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市市税条例の一部を改正する条例

桑名市市税条例（平成16年桑名市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「そのそれぞれの」を「それぞれの」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2の見出し中「所得に係る」を削り、同条第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「特別徴収額」を「特別徴収税額」に、「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の桑名市市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
- (2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき桑名市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第34条の9) (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(第36条の3の2) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた</p>	<p>_____当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により</p> <p>_____の前項の_____、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し_____を納付し、若しくは納入する</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項</p>

場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

第1項

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 第1項及び前項

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5

第3項

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

6 項

第4

(第38条)

(個人の市民税の徴収の方法)

方法等

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

り

によ

により

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(第41条)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又

、個人の 及び森林環境税額の合算額

は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(第44条)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部

により
により

により
により

により

には
(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)

により

には

により

により

により

により

により

により

により

により

又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

により

により

により

により

により

により

により

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

により

により

により

(第47条)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(第47条の6)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合

により徴収する。

により

特別徴収税額

により

により

により

には

には

により

方法により

(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

_____当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(第82条)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの_____

_____を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの
年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(附則第15条の2)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

100分の35

(附則第16条の2)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により を納付し、又は納入することを委託したものとみなす

及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

100分の35

議案第51号

桑名市都市計画税条例の一部改正について

桑名市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市都市計画税条例の一部を改正する条例

桑名市都市計画税条例（平成16年桑名市条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第19項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の桑名市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(附則第2項)</p> <p>(法附則第15条第15項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p>	<p><u>附則第15条第14項</u></p> <p><u>附則第15条第14項</u></p> <p><u>附則第15条第14項</u></p>
<p>(附則第3項)</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p><u>附則第15条第32項</u></p> <p><u>附則第15条第32項</u></p>
<p>(附則第4項)</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p><u>附則第15条第33項</u></p> <p><u>附則第15条第33項</u></p>
<p>(附則第5項)</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p><u>附則第15条第38項</u></p> <p><u>附則第15条第38項</u></p>
<p>(附則第6項)</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p><u>附則第15条第43項</u></p> <p><u>附則第15条第43項</u></p>
<p>(附則第19項)</p> <p>1 9 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p><u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u></p>

議案第52号

桑名市債権管理条例の一部改正について

桑名市債権管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市債権管理条例の一部を改正する条例

桑名市債権管理条例（令和3年桑名市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(9) 市が貸し付けた修学資金等に係る市の私債権等について、債務者が、別に定める免除の要件に該当すると認められるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

放棄できる市の私債権等の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第14条) (放棄)</p> <p>第14条 市長は、市の私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該市の私債権等を放棄することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 債務者である法人の清算が終了したとき。ただし、当該法人の清算につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について第1号から第7号までに掲げる事由がない場合を除く。</u></p> <p><u>(4)～(9) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>削る</p> <p><u>(3)～(8)</u></p> <p><u>(9) 市が貸し付けた修学資金等に係る市の私債権等について、債務者が、別に定める免除の要件に該当すると認められるとき。</u></p>

議案第53号

桑名市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

桑名市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

桑名市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年桑名市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」を「18歳未満児」に改める。

第9条第2項中「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「障害者においては、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、一人親家庭等の児童及び子どもにおいては、18歳未満児」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桑名市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前までの診療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

子ども医療費及び一人親家庭等医療費の窓口負担無料化の対象年齢を18歳まで拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第2条) (用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この条例において「子ども」とは、<u>15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(第9条) (助成の方法)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前条及び前項の規定にかかわらず、市長は、福祉医療費として受給資格者(<u>6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>に限る。)に支給すべき額の限度において、その者が保険医療機関に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: right;"><u>18歳未満</u></p> <p>児</p> <p style="text-align: right;"><u>障害者においては、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、一人親家庭等の児童及び子どもにおいては、18歳未満児</u></p>

議案第54号

桑名市自転車等駐車場条例の一部改正について

桑名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

桑名市自転車等駐車場条例（平成18年桑名市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「道路交通法第2条第1項第10号」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

第二種原動機付自転車の駐車場利用を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第2条) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自転車等 自転車及び原動機付自転車 (<u>道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。</u>) をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)</u> <u>第2条第3項</u></p>

議案第55号

桑名市火災予防条例の一部改正について

桑名市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市火災予防条例の一部を改正する条例

桑名市火災予防条例（平成16年桑名市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

第44条第9号中「特別高庄」を「特別高压」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の桑名市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正前	改正後
<p>(第11条の2) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u>は、この限りでない。</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u></p> <p>(12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ず</u></p>	<p><u>自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて</u> <u>を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む</u></p> <p><u>次に掲げるものにあっては</u></p> <p><u>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u> <u>イ 分離型のものにあっては、充電ポスト</u></p> <p><u>ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>コネクター</u></p> <p><u>コネクターが電気自動車等に接続され、コネクターが当該電気自動車等から</u> <u>緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける</u> <u>急速充電設備と電気自動車等</u></p>

<p>ること。</p> <p>(13) <u>コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池</u>について次に掲げる措置を講ずること。 ア～エ (略)</p> <p><u>(17)・(18)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(第16条) (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう<u> </u>。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(第23条) (喫煙等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）</p>	<p>削る</p> <p><u>(主として保安のために設けるものを除く。)</u></p> <p><u>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u></p> <p><u>(18)・(19)</u></p> <p><u>。以下同じ</u></p> <p>削る</p> <p>3</p> <p><u>健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで</u></p> <p>4 <u>第2項又は前項第2号に規定する標識と併</u></p>
---	---

せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第3項

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

(第44条)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(8)の2 (略)



(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

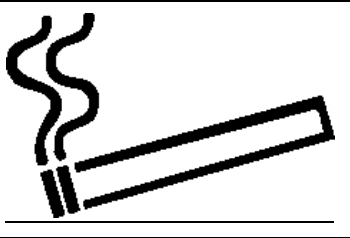
(10)～(15) (略)

特別高圧

別表第7（第23条関係）

別表第7 削除

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白

喫煙場 所であ る旨の 表示		記号は黒、 地は白	
-------------------------	---	--------------	--

議案第56号

桑名市営駐車場条例の制定について

桑名市営駐車場条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市営駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、市が設置する市営駐車場（以下「駐車場」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
桑名市大山田コミュニティプラザ駐車場	桑名市大山田一丁目7番地4の一部（立体式駐車場の1階の一部及び2階の一部を除く。）

(利用できる自動車)

第3条 駐車場を利用することができる自動車は、別表第1のとおりとする。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が駐車場の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用料)

第5条 駐車場の使用料（以下「料金」という。）は、別表第2に定める金額とする。

(定期駐車券の発行)

第6条 市長は、利用者の利便を図るため定期駐車券を発行することができる。ただし、定期駐車券の発行は、当該駐車場の駐車台数の10分の3に相当する数を限度とする。

(料金の徴収)

第7条 料金は、駐車場の利用を終わった際に、その利用者から徴収する。ただし、定期駐車券については、これを発行するときにあらかじめ徴収する。

(料金の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 当該駐車場の附近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める自動車

(料金の還付)

第9条 既納の料金は、還付しない。ただし、定期駐車券を交付し、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 駐車場の供用の休止若しくは廃止又は供用時間を変更したとき。
- (2) その他特別の理由が生じたとき。

(駐車の拒否)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車を駐車させようとするとき。
- (2) 駐車場の施設又は人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車させようとするとき。
- (3) 駐車場の施設その他の物件を損傷するおそれのあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(禁止行為)

第11条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 定期駐車券を他に譲渡すること。

- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自動車を汚染し、若しくは損傷するおそれのある行為をすること。
- (4) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 市長の許可を得ないで飲食物その他の物品を販売すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(休止)

第12条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第13条 駐車場の施設その他の物件を損傷し、若しくは滅失した者又は第三者に損害を与えた者は、自己の責任において原状に修復し、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、駐車場内において第三者の行為により生じた損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

車種	車体制限
道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（これらの自動車のうち二輪自動車及び三輪自動車を除く。）とする。	長さ 5.0メートル以下 幅 2.0メートル以下 高さ 2.1メートル以下 重量 2.5トン以下

別表第2（第5条関係）

料金	
一時利用	定期利用
1回60分までごとに200円。ただし、24時間までごとに500円を上限とする。	月額5,000円

備考 料金には、消費税額及び地方消費税額を含む。

参 考

(制定のあらまし)

消防庁舎等再編整備事業に伴い、桑名市大山田コミュニティプラザ駐車場を取得したことにより必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第57号

桑名市プレイルーム条例の一部改正について

桑名市プレイルーム条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市プレイルーム条例の一部を改正する条例

桑名市プレイルーム条例（平成16年桑名市条例第183号）の一部を次のように改正する。

第3条中「生後6月」を「生後3月」に改める。

第6条第2号中「午後4時まで」を「午後6時まで」に、「午後4時30分」を「午後6時30分」に改める。

別表個人利用（就学前児童）の項中「午後4時」を「午後6時」に改め、同表専用利用（プレイルーム全室）の項中「午後4時30分」を「午後6時30分」に改め、同表個人利用超過時間（3時間を超えて利用したとき）の項中「3時間」を「備考1に規定する利用時間」に改める。

別表備考1に次のただし書を加える。

ただし、市が実施する選べる桑名子育てリフレッシュ事業により利用する場合は、対象児童1人当たり1日につき6時間以内とする。

別表備考2中「午後4時」を「午後6時」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市プレイルームの利用促進及び利用者の利便性向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前		改 正 後																																							
<p>(第3条) (利用の対象)</p> <p>第3条 プレイルームの利用対象は、メディアライヴ施設利用者のおおむね<u>生後6月</u>以上の就学前児童とする。ただし、桑名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>		<p><u>生後3月</u></p>																																							
<p>(第6条) (休館日及び開館時間)</p> <p>第6条 プレイルームの休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開館時間</p> <p>個人利用 午前9時から<u>午後4時</u>まで</p> <p>専用利用 <u>午後4時30分</u>から午後9時まで</p>		<p><u>午後6時</u>まで</p> <p><u>午後6時30分</u></p>																																							
<p>(別表) 別表(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用可能時間</th> <th colspan="2">基本額</th> </tr> <tr> <th>桑名市民</th> <th>桑名市民以外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(就学前児童)</td> <td>午前9時から<u>午後4時</u>まで</td> <td>1人当たり1時間につき460円</td> <td>1人当たり1時間につき690円</td> </tr> <tr> <td>専用利用(プレイルーム全室)</td> <td><u>午後4時30分</u>から午後9時まで</td> <td>1日当たり1,380円</td> <td>1日当たり2,030円</td> </tr> <tr> <td>個人利用超過時間(3時間を超えて利用したとき)</td> <td></td> <td>1人当たり30分につき370円</td> <td>1人当たり30分につき550円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用可能時間	基本額		桑名市民	桑名市民以外の者	個人利用(就学前児童)	午前9時から <u>午後4時</u> まで	1人当たり1時間につき460円	1人当たり1時間につき690円	専用利用(プレイルーム全室)	<u>午後4時30分</u> から午後9時まで	1日当たり1,380円	1日当たり2,030円	個人利用超過時間(3時間を超えて利用したとき)		1人当たり30分につき370円	1人当たり30分につき550円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>午後6時</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>午後6時30分</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">備考1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">に規定する利用時間</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							<u>午後6時</u>				<u>午後6時30分</u>			備考1				に規定する利用時間			
区分	利用可能時間			基本額																																					
		桑名市民	桑名市民以外の者																																						
個人利用(就学前児童)	午前9時から <u>午後4時</u> まで	1人当たり1時間につき460円	1人当たり1時間につき690円																																						
専用利用(プレイルーム全室)	<u>午後4時30分</u> から午後9時まで	1日当たり1,380円	1日当たり2,030円																																						
個人利用超過時間(3時間を超えて利用したとき)		1人当たり30分につき370円	1人当たり30分につき550円																																						
	<u>午後6時</u>																																								
	<u>午後6時30分</u>																																								
備考1																																									
に規定する利用時間																																									
<p>備考</p> <p>1 個人利用の場合の利用時間は、対象児童1人当たり1日につき3時間以内とする。</p>		<p><u>ただし、市が実施する選べる桑名子育てリフレッシュ事業により利用する場合は、対</u></p>																																							

- 2 個人利用は、午後4時を越えて利用することはできない。
- 3 (略)

象児童1人当たり1日につき6時間以内とする。

午後6時

議案第58号

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年桑名市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「129,620人」を「128,900人」に改め、同項第3号中「70,454立方メートル」を「71,694立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市公共下水道事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正前	改正後
<p>(第3条) (経営の基本) 第3条 (略) 2 (略) 3 下水道事業の排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 排水人口 <u>129,620人</u> (3) 1日最大処理能力 <u>70,454立方メートル</u></p>	<p><u>128,900人</u> <u>71,694立方メートル</u></p>

議案第59号

工事請負契約の締結について

桑名市消防庁舎等再編整備工事の請負契約を次のとおり締結することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年桑名市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 桑名市消防庁舎等再編整備工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約金額 | 2,454,650,000円 |
| 4 竣工期限 | 令和7年3月31日 |
| 5 契約の相手方 | 大和リース・宮崎工務店特定建設工事共同企業体
代表企業 三重県四日市市鵜の森一丁目4番28号
大和リース株式会社 三重支店
支店長 内藤 浩次 |

構成企業 三重県桑名市堤原37
株式会社宮崎工務店
代表取締役 宮崎 博樹

参 考

桑名市消防庁舎等再編整備事業

選定年月日 令和4年5月30日

提案グループ名	総合評価点	提案価格	結果
Aグループ	681.25点	2,528,931,000円	最優秀提案者 辞退
大和リースグループ	655.89点	2,644,070,000円	次点
Bグループ	547.56点	2,905,000,000円	—
Cグループ	541.34点	2,939,655,130円	—

提案価格には消費税額を含まない。

【桑名市消防庁舎等再編整備事業者選定委員会における審査】

審査は「参加資格審査」と「提案審査」の2段階で行い、「提案審査」は「基礎審査」及び「加点審査・価格審査」の2段階で行いました。

総合評価点は、提出された提案書及びヒアリングについて評価基準等（加点審査）をもとに評価された性能点（満点：750点）及び価格点（満点：250点）の合計点を示しています。

【提案価格】

桑名市消防庁舎等再編整備事業者が行う業務範囲は、本体施設等の設計業務、建設業務、工事監理業務及び立体駐車場運営業務が含まれており、提案価格はそれらの事業価格の合計の価格となります。

議案第60号

市道の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

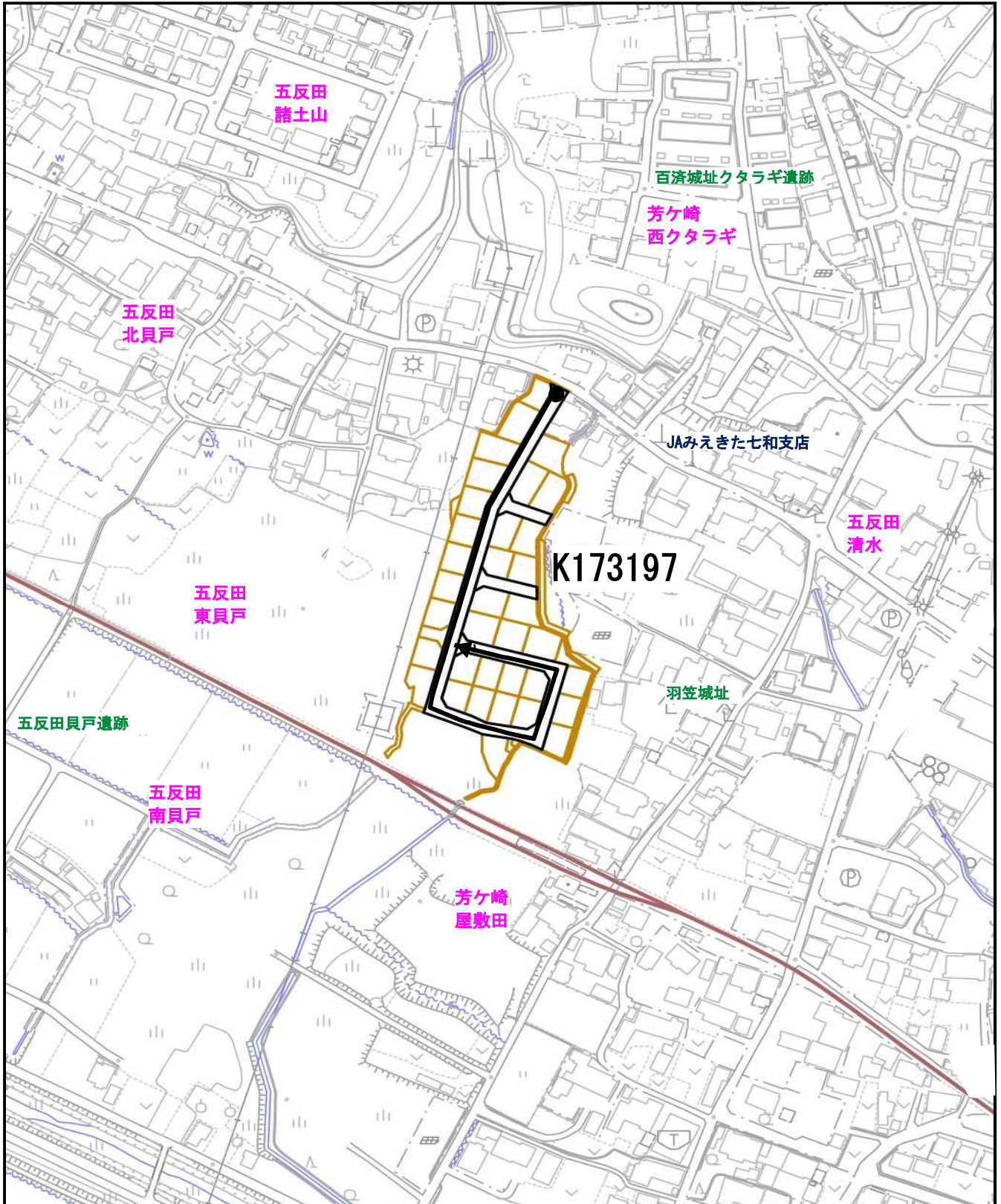
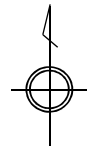
令和5年6月8日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 認定する路線

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地	延長(m)
		終点		幅員(m)
K173197	芳ヶ崎15号線	大字芳ヶ崎字屋敷田668番地先		316.2
		大字芳ヶ崎字屋敷田644番7地先		6.0~13.1
K813195	陽だまりの丘180号線	陽だまりの丘一丁目1802番17地先		98.5
		陽だまりの丘一丁目1801番2地先		6.0~14.7

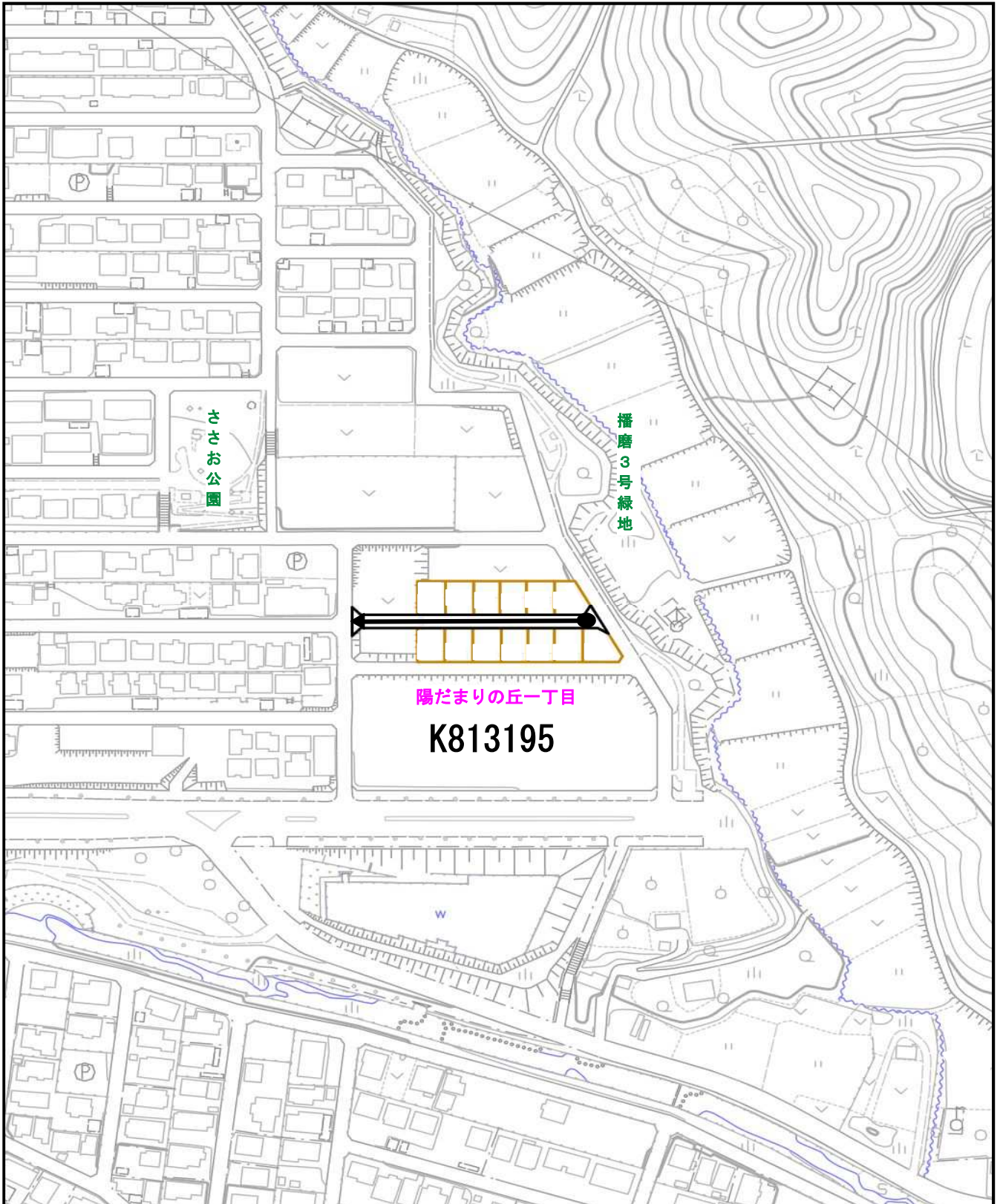
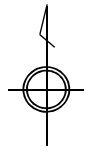
芳ヶ崎地区 認定路線図



路線番号	路線名	起 点		重要な 経過地	延長(m) 幅員(m)
		起 終	点 点		
K173197	芳ヶ崎15号線	大字芳ヶ崎字屋敷田668番地先			316.2
		大字芳ヶ崎字屋敷田644番7地先			6.0~13.1

凡 例	
起点	●
終点	▲
認定路線	—

陽だまりの丘一丁目地区 認定路線図



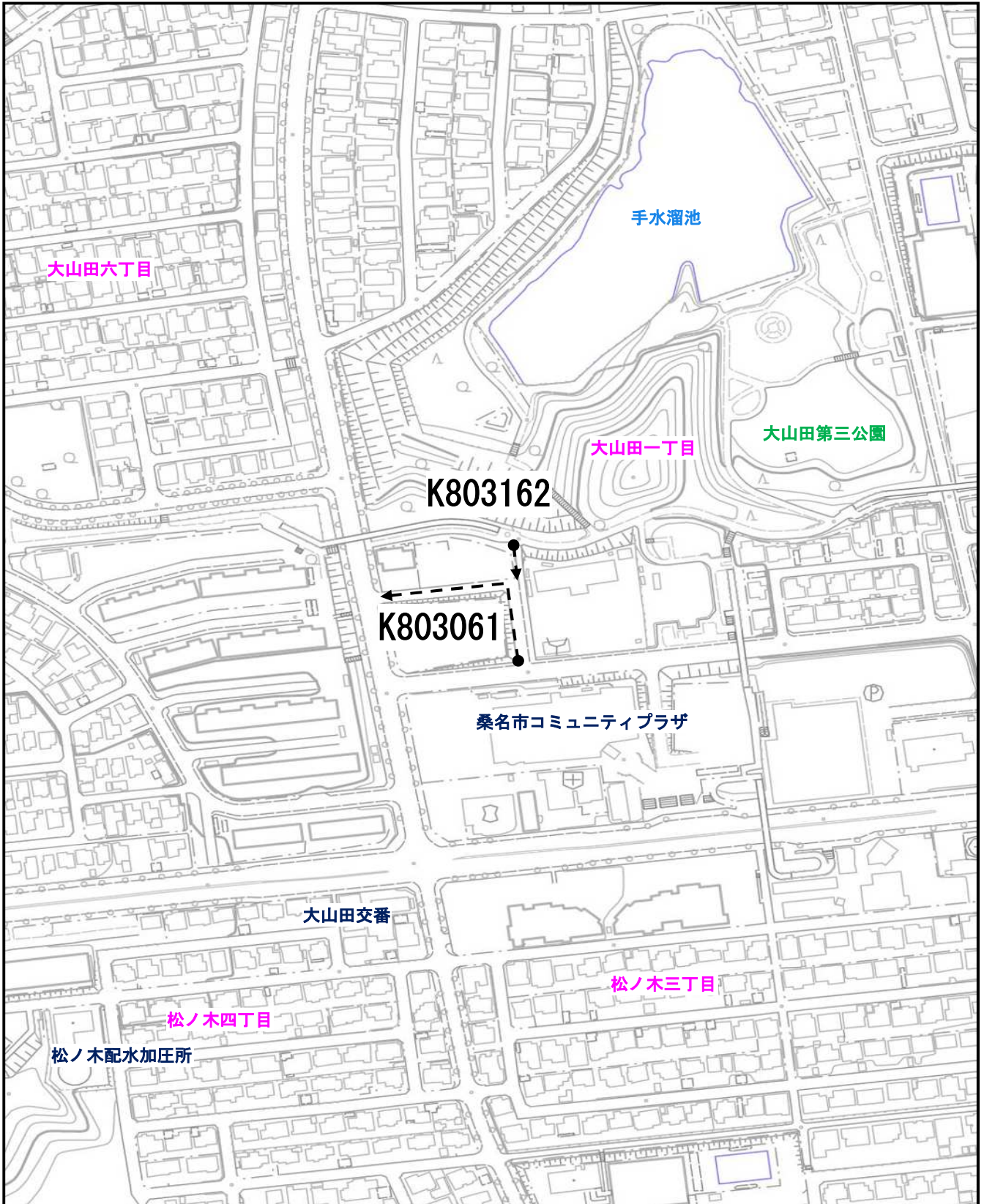
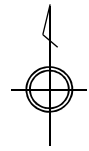
路線番号	路線名	起 点 点		重要な 経過地	延長(m) 幅員(m)	
		起 終	点 点			
K813195	陽だまりの丘180号線	陽だまりの丘一丁目1802番17地先			98.5	
		陽だまりの丘一丁目1801番2地先			6.0~14.7	

凡 例	
起点	●
終点	▲
認定路線	—

2 廃止する路線

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地	延長(m)
		終点		幅員(m)
K803061	大山田1号線	大山田一丁目10番地先		104.8
		大山田一丁目11番地先		5.2~8.2
K803162	歩専大山田6号線	大山田一丁目9番9地先		14.8
		大山田一丁目9番9地先		3.0~3.0

大山田一丁目地区 廃止路線図



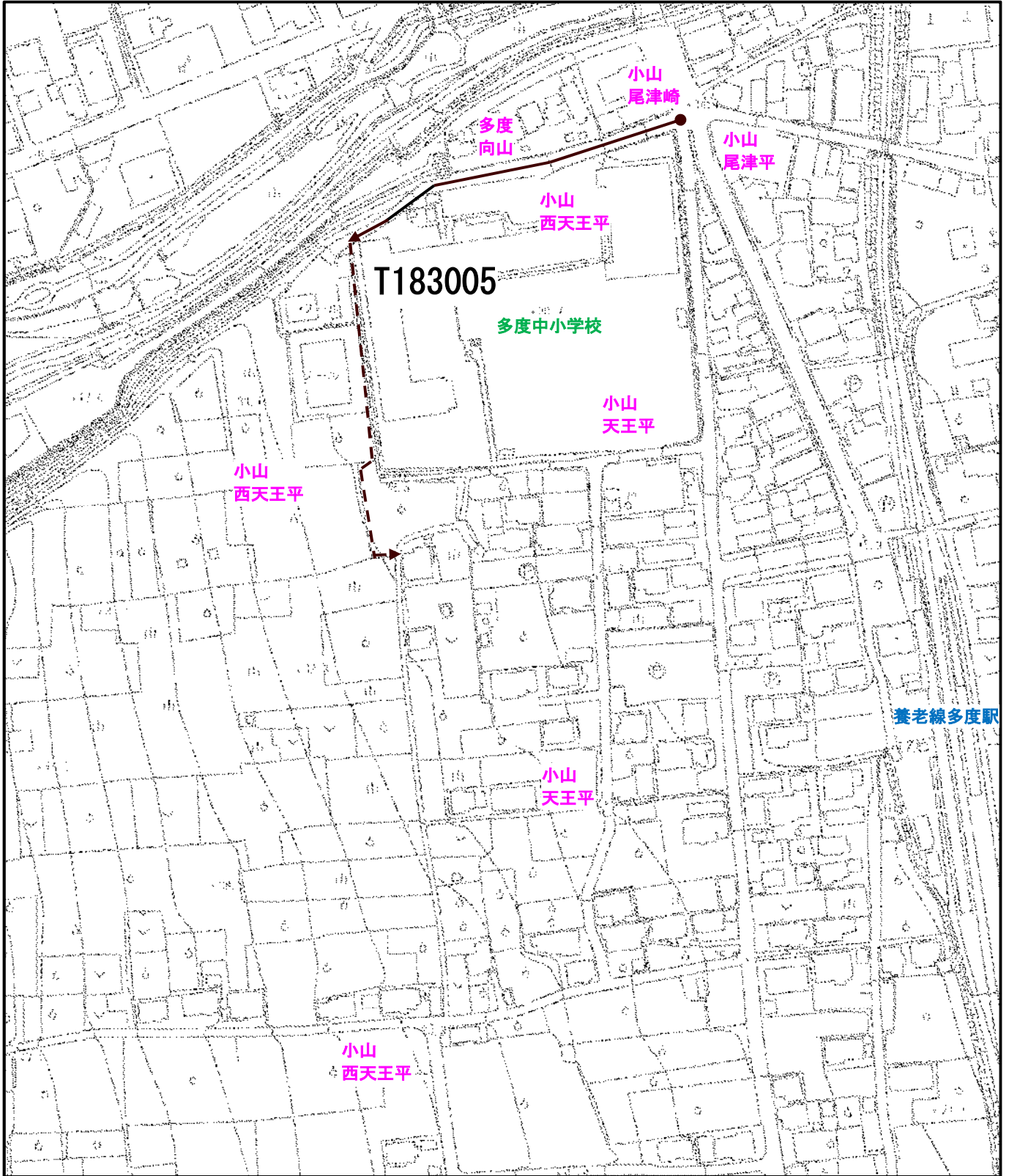
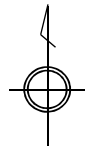
路線番号	路線名	起点	重要な 経過地	延長(m)
		終点		幅員(m)
K803061	大山田1号線	大山田一丁目10番地先		104.8
		大山田一丁目11番地先		5.2~8.2
K803162	歩専大山田6号線	大山田一丁目9番9地先		14.8
		大山田一丁目9番9地先		3.0~3.0

凡例	
起点	●
終点	▲
廃止路線	— —

3 変更する路線

路線番号	路線名	起点 終点		重要な 経過地	延長(m)
					幅員(m)
T183005	多度中小学校線	前	多度町小山字西天王平1901番5地先		279.0
			多度町小山字西天王平2341番地先		2.0~5.0
		後	多度町小山字西天王平1901番5地先		136.7
			多度町小山字西天王平2063番1地先		9.0~14.1

多度町小山地区 変更路線図



路線番号	路線名	起 点		重要な 経過地	延長(m) 幅員(m)
		起 終	点 点		
T183005	多度中小学校線	前	多度町小山字西天王平1901番5地先		279.0
			多度町小山字西天王平2341番地先		2.0~5.0
		後	多度町小山字西天王平1901番5地先		136.7
			多度町小山字西天王平2063番1地先		9.0~14.1

凡 例	
起点	●
終点	▲
廃止区間	— — —
変更路線	—

議案第61号

桑名市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定により、下記のとおり桑名市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 指定する郵便局の名称

桑名郵便局、桑名深谷郵便局、桑名七和郵便局、桑名正和郵便局及び桑名播磨郵便局

2 郵便局に取り扱わせる事務

(1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

(2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 事務を取り扱わせる期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間が満了する3箇月前までに桑名市又は日本郵便株式会社のいずれからも指定の解除の意思表示をしないときは、取扱期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

議案第62号

議決事項の変更について

令和5年桑名市議会第1回定例会において議決を経た議案第26号町の区域の設定についての一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年6月8日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

議案の表の新たに設定する町名の欄中「小山台一丁目」を「多度町小山台一丁目」に、「小山台二丁目」を「多度町小山台二丁目」に変更する。

参 考

新たに設定する町名	左の町とする区域	
	町・字名	地 番
多度町小山台一丁目	多度町多度 字祢宜谷	568の1の一部、571の2、580の1の一部、581の1、581の2の一部、583の1、618の1、618の4、620の2、627の2、628の3、630の1、630の3、630の4、631の1、631の2、632の1、632の2、633の1、633の3、634の1、635の1から635の3まで、636の1、637の1、637の3、637の4、638の2
	多度町小山 字西谷通	1244の3、1244の4、1248の2、1249の1から1249の3まで、1250の1、1250の2、1251の2、1253の1から1253の3まで、1254の1、1254の2、1255の1、1255の2、1256の1、1256の2、1257の1から1257の8まで、1258の1から1258の9まで、1258の11、1260の1、1261の1、1261の2、1262の1、1262の4から1262の13まで、1263、1264の1から1264の3まで、1267の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路、堤である市有地の全部
	多度町小山 字東谷通	1512の3、1513の1、1514の1、1515の1、1516から1526まで、1527の1、1527の2
	多度町小山 字貝殻谷	2622の1、2622の4、2622の5、2623の1、2623の4、2623の5、2624の1、2624の3、2624の4、2626の1、2626の6、2628の1から2628の3まで、2629の1から2629の10まで、2630の1から2630の5まで、2631の1から2631の3まで、2632、2632の1から2632の5まで、2633の1、2633の2、2634の1から2634の3まで、2637の6から2637の11まで、2639の1から2639の3まで、2641の1、2641の2、2642の1から2642の6まで、2643、2644、2645の1から2645の3まで、2646の1から2646の6まで、2647の1から2647の3まで、2648の1から2648の3まで、2662の1から2662の3まで、2663の1、2663の2、2664、2665、2666の1、2666の3から2666の7まで、2667の1、2667の2、2668、2669、2670の1、2670の3から2670の6まで、2671の1、2671の4から2671の8まで、2672の1、2672の2、2673、2674の1から2674の6まで、2675の1、2675の2、2676の1から2676の4まで、2677の6から2677の14まで、2678から2680まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の全部
	多度町小山 字中之谷	2687の1から2687の4まで、2688の1、2688の2、2689の1から2689の6まで、2690の4から2690の10まで、2690の14、2694の1、2694の4の一部、2695の1、2695の2、2695の3の一部、2695の4、2695の5の一部、2695の6から2695の9まで、2696の1の一部、2696の2、2696の3、2696の4から2696の8まで、2696の9から2696の11まで、2696の12の一部、2697の2の一部、2701の5の一部、2702の4の一部、2716の2から2716の4まで、2720の2から2720の4まで、2721の1、2721の3及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部

多度町小山台二丁目	多度町多度 字祢宜谷	568の1の一部、568の4、580の1の一部、581の2の一部
	多度町小山 字中之谷	2694の3、2694の4の一部、2695の3の一部、2695の5の一部、2696の1の一部、2696の4から2696の8までの一部、2696の12の一部、2697の1、2697の2の一部、2697の5から2697の8まで、2698の4、2698の5、2701の5の一部、2702の3、2702の4の一部、2703の2、2704の2